

該当学年	授 業 科 目 名	担 当 教 員	
2部3年	日本国憲法	小田桐 忍	
サブタイトル	将来の主権者として憲法を考える	単 位 数	2
授業形態	講義	出席要件	4 / 5 以上
開講時期	前期		
到 達 目 標			
<ul style="list-style-type: none"> ・将来のわが国のリーダーとして積極的に周囲をリードすることができる。 ・さまざまな形で問われる日本国憲法に関する基礎知識を活用することができる。 ・自分の意見を客観的に述べ、他人の意見をしっかり聞くことができる。 ・次世代に対して、責任をもってより良い社会を引き継ぐことができる。 ・わが国の基本路線としての国際協調性や多文化共存性を推進することができる。 ・聖徳大学幼児教育専門学校で日本国憲法を学ぶことの意味を理解することができる。 			
ディプロマ・ポリシー（専門士授与の方針）との関連			
<p>カリキュラムマップの中で「日本国憲法」は最終学年に担当されている。このことは「相互理解力を養う」と同時に、これまでに本学で学んできた幼児教育の知識を子どもの人権の観点から総括することをも意味する。本授業では、教育の視点、福祉の視点から将来の主権者として様々な問題を提起しながら考え、豊かな人間性を養うことを目指します。“共に”考えましょう！</p>			
授 業 の 方 法			
<ul style="list-style-type: none"> ・毎時間、資料（以下「教材」）を配布する。 ・教材について詳しく説明する。指名されたときは、しっかり答えること。分からないときは、どこがあるいはなぜ分からないのかを伝える。 ・毎時間テーマを決めて討論（ディスカッション）する。遠慮せず自分の意見を述べること。この討論には決められた答えはない。 ・一緒に考えながらあるいは悩みながら将来の社会のことを建設的に考えていく。 			
テキスト・教材・参考図書			
<p>テキストは使用しません。授業で使用する資料はその都度配布する。また参考図書は随時紹介する。関心のある方は、図書館で手に取って読むことを勧める。図書館になれば、貸し出すので申し出ること。</p>			
評 価 の 要 点		総合評価割合	
<ul style="list-style-type: none"> ・レポートを課す。必ず期日を守って提出すること。 ・学期末にテストを実施する。 		定期試験	80%
		レポート	20%
履修上の注意事項や学習上の助言など			
<p>聖徳ファミリーのモットーは「温かさ」と「優しさ」である。皆さんにもぜひ良き友・師・本に巡り会っていただき、有意義な学園生活を送っていただきたい。そして聖徳レディーの皆さんを待っている沢山の子どものためにしっかり勉強してほしい。Festina lente!</p>			

授業回数別教育内容		身につく資質・能力
1回	はじめに：日本国憲法の基本原理 (1) (1) 大日本帝国憲法の崩壊と日本国憲法の成立について理解する (2) 憲法改正について考察する (3) 憲法変遷について認識する (4) 国家緊急権と抵抗権について考察する (5) 聖徳大学で憲法を学習する意義を省察する	憲法を学習する上で必須の予備的な知識や用語の理解。
2回	日本国憲法の基本原理 (2) (1) 前文の内容と効力について考察する (2) 国民主権について理解する (3) 象徴天皇制について把握する (4) 平和主義について詳細に考察する	日本国憲法前文の持つ法的意義の理解。
3回	基本的人権Ⅰ自由と平等 (1) 基本的人権の歴史と体系について検討する (2) 幸福追求権について考察する (3) 自己決定権について考察する (4) 家族について考察する	基本的人権を学習する上で必須の予備的な知識や用語の理解。
4回	基本的人権Ⅱ思想と宗教 (1) 思想・良心の自由について考察する (2) 信教の自由とその限界について理解する (3) 政教分離原則の意義・内容・限界について把握する	精神的自由権の大切さの理解。
5回	基本的人権Ⅲ表現の自由 (1) 表現の自由の重要性について検討する (2) 性表現について考察する (3) 少年犯罪と実名報道について考察する (4) 知る権利について理解する	表現の自由の大切さの理解。
6回	基本的人権Ⅳ集会と結社 (1) 集会の自由について考察する (2) 集団行動の自由を理解する (3) 結社の自由について考察する	人間社会における組織や集団の意義の理解。
7回	基本的人権Ⅴ学問と教育 (1) 学問の自由を理解する (2) 大学の自治について考察する (3) 教育権について検討する	大学における教育と研究の大切さの理解。
8回	基本的人権Ⅵ生存と財産 (1) 職業選択の自由について理解する (2) 生存権について考察する (3) 労働基本権について検討する	人間にとっての労働の意義の理解。
9回	基本的人権Ⅶ人身の自由 (1) 適正手続について理解する (2) 被疑者の権利について考察する (3) 死刑の合憲性について検討する (4) 行政手続について理解する	被疑者といえども人権が保障されていることの理解。
10回	基本的人権Ⅷ政治参加の権利 (1) 参政権の法的性格について考察する (2) 選挙に関する憲法上の原則を考察する (3) 選挙運動の自由について考察する	民主主義政治の意義の理解。
11回	基本的人権Ⅸ人権総論 (1) 人権の限界について考察する (2) 外国人の人権について検討する (3) 法人の法的性格について理解する (4) 未成年者の人権について考察する (5) 国際人権の意義について検討する	人権についてのさまざまな視点からの考察力。
12回	国会 (1) 国会の地位について考察する (2) 政党の役割について検討する (3) 法律の制定を理解する (4) 国会の権能について研究する	わが国の議会の長所と短所についての理解。
13回	内閣 (1) 内閣の組織と運営について考察する (2) 内閣総理大臣について検討する (3) 衆議院の解散を理解する (4) 議院内閣制について研究する	わが国の議院内閣制の長所と短所についての理解。
14回	裁判所 (1) 裁判を受ける権利について考察する (2) 司法権の独立について検討する (3) 司法への国民参加を理解する (4) 違憲審査制の性格について研究する (5) 統治行為について検討する	民事裁判と刑事裁判の違いについての理解。
15回	財政と地方自治 (全体のまとめを含む) (1) 租税法律主義について考察する (2) 地方自治の本旨について検討する (3) 条例制定権を理解する (4) 住民投票について研究する	地方自治を民主主義の基本として理解できる。
試験	定期試験	